

平成29年度定期監査等結果報告書（第2次）に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

平成29年度定期監査等の結果（第2次）に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成29年度に実施した監査について、同条第9項の規定により提出した監査の結果に基づく改善措置の状況が同条第12項の規定により通知されたため公表するものです。

是正改善事項措置状況報告書

総務課

指摘事項・内容
(2) 委託及び契約事務について ① 契約書について、定められた契約締結期間の経過後に契約締結が行われている事例が見受けられた。「御所市契約規則第19条」に基づき、適正な契約事務を行われたい。 ・ 情報システム室・サーバー室警備機器 2,667,600円 他2件 (入札日：平成28年3月22日 契約日：平成28年4月1日)
原因
新年度予算に基づく事業のため、契約日が機器保守開始日と同じ4月1日であるべきとの誤解のもとで事務執行。御所市契約規則第19条における「落札の日又は随意契約の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に契約書を作成」すべきである規定を認識していませんでした。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今後は、市契約規則を遵守し適正な契約事務を行ってまいりたい。